

その1

主たる営業所等届出書

古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号）附則第2条第1項の規定により主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の届出をします。

年 月 日

山梨県 公安委員会 殿

許可を受けている氏名又は名称及び住所等が変更となっている場合は、先に変更届出書の提出が必要です。

届出者の氏名又は名称及び住所

甲府市丸の内〇〇丁目〇〇番〇〇号

山梨 太郎（法人は名称及び代表者名）^印

許可の種類	①古物商 2.古物市場主
許可証番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
許可年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
(ふりがな) 氏名 又は名称	やまなし たろう 山梨 太郎（法人許可は許可を受けた法人名称）

◆ 許可証に記載された内容を記載します。

主たる営業所又は古物市場

営業所・古物市場	形態	①営業所あり 2.営業所なし 3.古物市場
	(ふりがな) 名称	まるのうちてん 丸の内店
	所在地	(住所又は居所と同じ場合は、記載を要しない。) 甲府市丸の内〇〇丁目〇〇番〇〇号 電話 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇 番

○名称（屋号）及び電話番号は、必ず記載します。
○許可を受けている営業所等の名称又は所在地（番地等）が変更となっている場合は、変更届出書の提出が必要です。

<手数料及び添付書類>

☆ 手数料及び添付書類は不要です。

<留意事項>

☆ 主たる営業所等届出書を提出する際には、次のことにご協力をお願いします。

- ・ 届出は、届出内容を説明できる方（管理者等）が行ってください。
なお、受付時に届出者の本人確認を行います。
- ・ 届出の際は、許可証又は許可証のコピーを持参し、警察署窓口の許認可担当者に提示してください。
- ・ 主たる営業所等届出書を提出する前に、届出書に記載する現在の内容と、既に公安委員会に届出されている内容に相違がないか再確認してください。内容に変更がある場合は、先に変更届出の手続きを行ってください。

☆ 主たる営業所等届出書を提出した後に届出内容に変更が生じた場合は、再度、主たる営業所等届出書の提出が必要となります。再度の届出が無い場合は許可が失効します。

※ その2は、主たる営業所以外に古物営業を行う営業所がある場合に記載します。

その2

その他の営業所又は古物市場

営業所等を有する都道府県名		東京都公安委員会
経由警察署名		丸の内警察署
許可証番号		987654321012
営業所・古物市場	(ふりがな)	かすみがせきてん
	名称	霞ヶ関店
	所在地	東京都千代田区霞が関〇〇丁目〇〇番〇〇号 電話 (〇〇) 〇〇〇〇-〇〇〇〇 番
営業所・古物市場	(ふりがな)	しぶやてん
	名称	渋谷店
	所在地	東京都渋谷区渋谷〇丁目〇-〇〇 電話 (〇〇) 〇〇〇〇-〇〇〇〇 番
営業所・古物市場	(ふりがな)	
	名称	
	所在地	電話 () - 番

記載要領

- 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 4 2以上の公安委員会の管轄区域内に営業所又は古物市場を有する古物商又は古物市場主は、その2を都道府県ごとに作成すること。